

平成19年 労働基準法及び労働安全衛生法

- [問 1] 労働基準法の総則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A いわゆる在籍型出向の出向労働者については、出向元及び出向先の双方とそれぞれ労働契約関係があるので、出向元及び出向先に対しては、それぞれ労働契約関係が存する限度で労働基準法の適用がある。すなわち、出向元、出向先及び出向労働者三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて出向元の使用者又は出向先の使用者が出向労働者について労働基準法における使用者としての責任を負うものである。
- B 労働基準法でいう「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいい、法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合は、その限りにおいて同法第9条に規定する労働者である。
- C 会社から給料を受けず、その所属する労働組合より給料を受ける組合専従職員の労働関係については、使用者が当該専従職員に対し在籍のまま労働提供の義務を免除し、労働組合の事務に専従することを認める場合には、労働基準法上当該会社との労働関係は存続するものと解される。
- D 使用者は、労働者が、労働基準法第36条第1項等に規定する労働者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。
- E 均等待遇を定めた労働基準法第3条では、労働者の国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをすることは禁止されている。

第39回(平成19年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点																
(1) 合格基準																
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。																
① 選択式試験は、総得点28点以上かつ各科目3点以上																
② 択一式試験は、総得点44点以上かつ各科目4点以上																
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。																
(2) 配点																
① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。																
② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。																

2 試験問題の正答																	
出題形式 試験科目		選択式						択一式									
		問	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び 労働安全衛生法		問1	⑭	③	⑰	⑧	①	E	B	A	B	C	B	C	E	A	E